平成 30 年 5 月農業委員会総会議事録

平成30年5月23日午後3時00分、平成30年5月農業委員会総会を岩木庁舎 2階「多目的ホール」に招集する。

出席委員 24 名

1 番	前田	優考	委員	2 番	須藤	秀人	委員	3 番	町田	功	委員
4 番	山本	修平	委員	5 番	三上	悦治	委員	6 番	進藤	司	委員
8 番	山内	知人	委員	9 番	成田	繁則	委員	10 番	石岡	千鶴子	委員
11 番	岩谷	裕子	委員	12 番	相馬	司幸	委員	13 番	小嶋	勇成	委員
14 番	木村	芳文	委員	15 番	伊藤	公正	委員	16 番	小林	政貴	委員
17 番	佐藤	耕一	委員	18 番	鳴海	忠三郎	委員	19 番	木村	司	委員
20 番	三上	幸雄	委員	21 番	奥元	勝義	委員	23 番	櫻庭	潤	委員
24 番	白濱	不二男	委員	25 番	外﨑	眞司	委員	26 番	棟方	健	委員

欠席委員 1 名

7 番 佐藤 剛郎 委員

出席事務局 9 名

事 務 局 長	赤石 仁	事務局次長	三上 勇造
事務局次長補佐	小堀 正也	事務局主幹兼農地係長	佐藤 祝幸
事務局主幹兼農政係長	髙橋 貢	岩木分室総括主査	澤田 明人
相馬分室総括主査	藤田 徹	事務局総括主査	小林 明子
事務局主査	田澤 磨美		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

議案第 35 号 「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」及び「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」

議案第 36 号 農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について

議案第 37 号 農地転用許可に係る意見について

議案第 38 号 農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について

議案第 39 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 40 号 農用地利用集積計画策定の要請について

議案第 41 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

議案第 42 号 農地・非農地の判断について

議案第 43 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

報告第 16 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告第 17 号 市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について

報告第 18 号 農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開会時刻 15 時 00 分］

事務局次長　会議を始める前に皆様にお願いいたします。
携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。
ながらくお待たせいたしました。
ただいまから平成 30 年 5 月農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。
総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。

欠席者の通告があります。
議席番号 7 番 佐藤剛郎委員の 1 名であります
ただいまの出席者数は 24 名で定足数に達しております。
よって、直ちに会議を開きます。

次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。

13 番 小嶋勇成委員、14 番 木村芳文委員、16 番 小林政貴委員、
以上 3 委員を指名いたします。

また、書記には、事務局職員の小林明子総括主査を任命いたします。

議事に入る前にお願いを申し上げます。

農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。

議案第 35 号を議題といたします。

議案第 35 号は、「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」及び「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」であります。

提案理由の説明を事務局に求めます。

事務局次長　議案第 35 号は、「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」及び「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」の承認についてであります。
提案理由は、農林水産省 経営局 農地政策課長通知に基づく、農業委員会活動の点検と評価及び活動計画等の決定について、本会の承認を求めるものであります。
これは、農地等の利用の最適化の推進状況や、その他農業委員会における事務の実施状況に関する情報を、インターネット等で公表することが法定化されたことから、作成するものであります。

事務局次長　まず、平成30年度の活動計画についてであります。
2ページをお開きください。
2ページは、農業委員会の状況で、農家・農地等の概要と、農業委員会の現在の体制について記載しております。
3ページ以降は、目標及び活動計画を記載しております。
3ページの2、担い手への農地の利用集積・集約化では、集積面積の目標を7,200ヘクタールとし、うち新規集積面積の目標を150ヘクタールとしております。
3、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進では、参入目標数を28経営体としております。
4ページの4、遊休農地に関する措置では、解消面積の目標を20ヘクタールとしております。
5の違反転用への適正な対応については、数値目標は設定してございません。
各項目の現状及び課題、並びに活動計画の具体的な内容については、記載のとおりであります。
次に平成29年度の活動の点検・評価についてであります。
5ページから9ページは、平成29年度の活動計画に対する各項目の達成状況、活動実績及びそれらに対する評価であり、数値目標を掲げた項目については、いずれも未達成の状況であり、その活動実績の具体的な内容については、記載のとおりであります。
10ページから12ページは、農地法等に基づく事務の点検などの3項目であり、実施状況等の内容については、記載のとおりであります。
以上であります。

議　　長　それでは質疑に入ります。

ただ今の説明について御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第35号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第35号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」及び「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第36号を議題といたします。

議案第36号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第36号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田1件9,494㎡、畑18件76,728㎡、合計19件86,222㎡であります。
また、使用収益権関係では、田16件68,349㎡、畑15件93,193㎡、合計31件161,542㎡であります。
さらに、第3条第3項関係が、畑1件6,872㎡であります。

事務局次長　なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明を省略いたします。
以上であります。

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る5月15日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。
当日の調査委員は、白濱不二男 副委員長、佐藤耕一 副委員長、岩谷裕子 委員、それに私、町田であります。
議案第36号、3条許可について、3条申請の現地調査の結果、新規就農8件、一般法人の新規参入1件の事情聴取を行いました。
16ページをお開きください。
所有権関係、受付番号11番及び12番について申し上げます。
譲受人は、実家での農作業経験があり、申請地は実家が所有する農地の近隣であることから、今後は実家の妹の指導を受けて栽培するとのことで、技術力等は特に問題ないものと考えられました。
18ページ、所有権関係、受付番号17番及び27ページ、使用収益権関係、受付番号45番について申し上げます。
申請人は農家の出身で、就職のため、上京するまで10年以上にわたりりんご栽培をしており、定年となった現在、もう一度りんごつくりをしたいという思いから申請に至りました。
一連の農作業経験があり、技術力等、特に問題ないと判断しました。
20ページをお開きください。
所有権関係、受付番号24番について申し上げます。
譲受人は、申請地区で雇用により農作業に従事しており、申請地についても良く理解しておりました。農作業経験も十分にあり、今後は農協職員の指導の下、営農していくため、技術力等、特に問題ないと判断しました。
21ページをお開きください。
所有権関係26番について申し上げます。
申請地は父の土地であり、父が高齢となった事から農地を引き継ぎたいと申し述べておりました。昨年からりんごについて一通りの農作業を行っており、今後も父の指導の下、農作業に従事するとの事で、技術力等、特に問題ないと判断しました。
24ページをお開きください。
使用収益権関係、受付番号35番について申し上げます。
借受人は祖母の農地で農作業を経験しており、申請地も親の土地であります。今後は親の指導の下、農業に従事していくという事から、技術力等、特に問題ないと判断しました。
25ページをお開きください。
使用収益権関係、受付番号39番について申し上げます。
借受人は農家出身であり、これまで会社勤めをしていましたが、農業に魅力を感じ、本申請に至ったと申し述べておりました。
今後は実家の協力の下、りんご作りを行っていくとの事で、技術力等、特に問題ないと判断しました。
30ページをお開きください。
使用収益権関係、受付番号51番について申し上げます。
借受人は雇用により一年を通してりんご栽培の作業に従事しており、今回、農地を取得する目処が立ったため本申請に至ったと申し述べておりました。
農作業経験は十分にあり、申請地についても良く理解していたため、技術力等、特に問題ないと判断しました。

31ページ、使用収益権関係、受付番号54番から56番について申しあげます。

調査委員長　借受人は実家が農家であり、手伝いを行っていくうちに、自分で営農したいということから、本申請に至ったと申し述べておりました。申請地では地区の稲作生産組合に加入し、共同で農作業に従事するという事から、技術力等、特に問題ないと判断しました。

34ページをお開きください。

農地法第3条第3項による使用収益権関係、受付番号1番について申し上げます。

農地所有適格法人の要件を満たさない法人が、借受人となる賃借権設定の許可申請があったため、聞き取りを行ったところ、法人はりんごの卸売業を営んでおり、今般、自社で生産したものを消費者に届けたいという思いから、本申請に至ったと申し述べておりました。

農作業については、専業の従事者を配置し、協力している農家の指導の下、りんごの作付を行っていくとの事で、農地法第3条第3項の要件を含め、許可要件を満たしているため、許可相当と考えられました。

なお、市に意見を求めた結果、申請内容において、農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から問題がないと認められるため、意見等はないという回答があったことを併せて報告します。

この他の申請も含め、申請書を審査し、調査会で検討した結果、全ての農地において、議案書記載のとおり、農地法第3条第2号各号については、いずれも該当しないと認められました。

また、農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。

以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

棟方健委員　〈議事参与の制限に関する旨の申出あり〉

（棟方委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申請がありますので、先に15ページ所有権関係受付番号9番について御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　所有権関係受付番号9番については、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第36号のうち、所有権関係受付番号9番については、許可することに決定いたします。

棟方委員の着席をお願いします。

（棟方委員着席）

議　　長　それでは、議案第36号のうち、所有権関係受付番号9番を除く申請について御審議願います。

議　　長　　御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 36 号のうち、所有権関係受付番号 9 番を除く申請については、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 36 号のうち、所有権関係受付番号 9 番を除く申請については、許可することに決定いたします。

次に、議案第 37 号を議題といたします。

議案第 37 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 37 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び同法第 4 条第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、畑 1 件 1,195 ㎡ であります。
なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。
以上であります。

議　　長　　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であり、意見なしとの申し出があったことを報告します。
37 ページをお開きください。
調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 1 番は、農用地区域内農地で原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」であることから、転用可能となるものであります。
許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。
以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。
以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 37 号について、御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 37 号は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 37 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 38 号を議題といたします。

議案第 38 号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 38 号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。
提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び同法第 5 条第 3 項規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係は、畑 4 件 9,057 ㎡であります。
また、使用収益権関係は、畑 1 件 1,593 ㎡であります。
なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。
以上であります。

議　　長　　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であり、意見なしとの申し出があったことを報告します。
40 ページをお開きください。
調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係の受付番号 3 番は、農地区分が第 1 種農地でありますが、不許可の例外となる「既存施設の 2 分の 1 以内の敷地拡張」であることから転用可能となるものであります。
受付番号 5 番は、農地区分がその他の第 2 種農地で第 3 種農地や非農地に代替土地がない場合に限り許可できる農地区分ですが、第 1 種農地の例外許可事由に該当する「周辺居住者の施設で集落に接続して設置されるもの」であることから、代替土地の検討を要せずに転用可能となるものであります。
受付番号 4 番及び 6 番は、農地区分が第 3 種農地で、転用可能の農地区分であります。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められました。
41 ページをお開きください。
使用収益権関係の受付番号 3 番は、農地区分が第 3 種農地で、転用可能な農地区分であり、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められました。
以上 5 件、いずれも計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。
以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると

調査委員長　考えられました。
　以上報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第38号について、御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第38号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第38号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第39号を議題といたします。

議案第39号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第39号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。
　提案理由は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。
　今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田5件16,106㎡、畑11件67,220㎡、合計16件83,326㎡であります。
　また、使用収益権関係では、田15件70,973.46㎡、畑2件 6,705㎡、合計17件77,678.46㎡であります。
　なお、内容につきましては、農用地利用調整会議が開催されておりますので、説明は省略いたします。
　以上であります。

議　　長　農地流動化推進委員長に農用地利用調整会議の報告をお願いします。

推進委員長　議案第39号で提案されております、農用地利用集積計画については、去る5月9日、奥元勝義 副委員長と、木村司 委員と私、鳴海と事務局職員の出席のもとで、農用地利用調整会議を開催しておりますので、その結果を報告します。
　基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であること、また、所有権関係については、農地移動適正化あっせん譲受け等 候補者名簿に登録されていることから、全てについて、要件を満たしておりました。
　さらに、利用権の設定等を受けようとする土地及び、受け手申出者が現に耕作している農用地の位置など、利用条件を検討した結果、農用地の利用の集積並びに、受け手申出者の農業経営の改善、安定に資するものと認められました。
　47ページをお開きください。

推進委員長　所有権関係、受付番号30番については、あおもり農林業支援センターによる農地の一時貸付の終了により、借受人が所有権を取得するための計画案となります。

48ページをお開きください。

所有権関係、受付番号31番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが農地法第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。

49ページをお開きください。

使用収益関係、受付番号10番から53ページ26番については、農地中間管理事業の実施のため、あおもり農林業支援センターへの貸借の計画案となります。

以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。

以上、報告いたします。

棟方健委員　〈議事参与の制限に関する旨の申出あり〉

（棟方委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に44ページ所有権関係、受付番号17番について御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　所有権関係、受付番号17番については、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第39号のうち、所有権関係受付番号17番については、委員長報告のとおり決定いたします。

棟方委員の着席をお願いします。

（棟方委員着席）

議　　長　それでは、議案第39号のうち、所有権関係、受付番号17番を除く申請について、御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第39号のうち、所有権関係、受付番号17番を除く申請については、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第39号のうち、所有権関係、受付番号17番を除く申請については、委員長報告のとおり決定いたします。

議　　長　　次に、議案第40号を議題といたします。

議案第40号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第40号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。
提案理由は、農業経営基盤強化促進法第15条第1項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対して要請したいので、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田1件1,623㎡、畑5件8,997㎡、合計6件10,620㎡であります。
また、使用収益権関係については、畑1件 5,180㎡ であります。
今回提出されました7件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員及び農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第18条第3項第2号にかかげる要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買が6件、賃貸借1件が整ったものであり、利用集積計画を定めるよう市長に要請することが適当であると認められるものであります。
以上であります。

外﨑眞司委員　　〈議事参与の制限に関する旨の申出あり〉

（外﨑委員退席）

議　　長　　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に57ページ所有権関係、受付番号14番についてご審議願います。

御質問等ございませんか。

（なし）

議　　長　　所有権関係、受付番号14番については、要請案に異議がないものと決定して、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第40号のうち、所有権関係、受付番号14番については、原案のとおり要請することに決定いたします。

外﨑委員の着席をお願いいたします。

（外﨑委員着席）

議　　長　　それでは、議案40号のうち、所有権関係、受付番号14番を除く要請案についてご審議願います。

御質問等ございませんか。

（なし）

議　　長　　議案第40号のうち、所有権関係、受付番号14番を除く要請案については、異議がないものと決定して、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 40 号のうち、所有権関係、受付番号 14 番を除く要請案については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第 41 号を議題といたします。

議案第 41 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 41 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。
提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、田 15 件 70,973.46 ㎡、畑 2 件 6,705 ㎡、合計 17 件 77,678.46 ㎡であります。
なお、内容につきましては、農用地利用調整会議が開催されておりますので、説明は省略いたします。
以上であります。

議　　長　　農地流動化推進委員長に農用地利用調整会議の報告をお願いします。

推進委員長　　今回提出されました 17 件につきましては、先の議案第 39 号で決定されました利用集積計画のうち 49 ページの使用収益権関係、受付番号 10 番以降の農地中間管理機構であるあおもり農林業支援センターが借り受ける農地について、農地中間管理規定に定める優先順位に従って、担い手に貸し付けられるものであり、議案書記載のとおり、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるものであり、配分計画案は適当と認められました。
以上、報告いたします。

前田優考委員　　〈議事参与の制限に関する旨の申出あり〉

（前田委員退席）

議　　長　　「議事参与の制限」の規定に該当する申請がありますので先に 62 ページの使用収益権関係、受付番号 12 番から 63 ページ 15 番について御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　使用収益権関係、受付番号 12 番から 15 番については、計画案に異議がないものと決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 41 号のうち、使用収益権関係受付番号 12 番から 15 番については、計画案に異議がないものと決定いたします。

前田委員の着席をお願いします。

（前田委員着席）

議　　長　　それでは、議案第 41 号のうち、使用収益権関係受付番号 12 番から 15 番を除く計画案について御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 41 号のうち、使用収益権関係、受付番号 12 番から 15 番を除く計画案については、異議がないものと決定して、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 41 号のうち、使用収益権関係受付番号 12 番から 15 番を除く計画案については、異議がないものと決定いたします。

次に、議案第 42 号を議題といたします。

議案第 42 号は「農地・非農地の判断について」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 42 号は「農地・非農地の判断について」であります。
提案理由は、農地法の運用について第 4（1）及び（2）に基づき、「農地」に該当するか否かについて、本会で判断したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、非農地とするものが、畑 4 筆 15,802 ㎡であります。
なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。
以上であります。

議　　長　　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　　議案第 42 号、農地・非農地の判断について、地区を担当する委員が現地調査を行った結果に基づき、調査会で農地に該当するか否かの審査をしたので、その結果について申し上げます。
71 ページをお開きください。
番号 1 番及び 2 番の土地については、農地法の運用について第 4（4）アの「その土地が山林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当すると認められるため、また、番号 3 番及び 4 番の土地については、第 4（4）イの「その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当するものと認められるため、いずれも非農地とすることが妥当であると考えられました。
以上、報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明はありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 42 号について、御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 42 号は委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 42 号は番号 1 番から 4 番を「非農地」と判断することに決定いたします。

次に、議案第 43 号を議題といたします。

議案第 43 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 43 号は、「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、用途変更が 2 件 2,710 ㎡であります。
なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。
以上であります。

議　　長　　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　　議案第 43 号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、調査会で、農地法の転用許可基準に照らして検討しました。
74 ページをお開きください。
弘前市用途変更、整理番号 1 番及び 2 番については、農用地利用計画において指定された用途に供する施設となることから、農地転用が可能な案件であると考えられました。
以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更について、異議がないものと考えられました。
以上、報告いたします。

議　　長　　それでは、議案第 43 号について、御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 43 号は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 43 号は計画の変更について異議ないものと決定いたします。

議　　長　　次に、報告事項に入ります。

報告第 16 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第 16 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田 1 件 29,350 ㎡、畑 9 件 169,841 ㎡、合計 10 件 199,191 ㎡ であります。
なお、届出理由につきましては、受付番号 1 番から 10 番までの届出事由欄に記載のとおり、相続となっております。
以上であります。

議　　長　　報告第 16 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

次に、報告第 17 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第 17 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 3 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、4 条関係が畑 1 件 161 ㎡、5 条関係が、田 1 件 597 ㎡、畑 3 件 763 ㎡の合計 4 件 1,360m であります。
なお、届出理由につきましては、82 ページ以降の届出理由欄に記載のとおりであります。
以上であります。

議　　長　　報告第 17 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

次に、報告第 18 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第 18 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。
農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約の通知書を受理したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田 4 件 10,122 ㎡、畑 4 件 39,300 ㎡、合計 8 件 49,422 ㎡であります。
なお、解約理由につきましては、86 ページの解約事由欄に記載のとおりであります。
以上であります。

議　　長　　報告第 18 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了 15 時 55 分］